

法学研究科学術雑誌に関する規約

第一条（目的と名称）

- ① 早稲田大学大学院法学研究科は、本研究科学生の学術研究の奨励及びその成果を発表するため、学術雑誌を定期的に刊行する。
- ② 本研究科学術雑誌を法研論集という。

第二条（論文提出資格）

法研論集に掲載する論文を提出できる資格を有する者は左のとおりとする。

- 一、本研究科博士後期課程学生
- 二、本研究科修士課程学生
- 三、前各号に準ずる者、但し編集委員会が認めた者に限る。

第三条（編集委員会）

- ① 法研論集の編集に関する一切の事項は、法研論集編集委員会が、これを管掌する。
- ② 法研論集編集委員会は、左の者にこれを構成する。
 - 一、本研究科教員より 四名
 - 二、本研究科博士後期課程学生（法学学術院助手を含む） 三名
 - 三、本研究科修士課程学生 二名
- ③ 委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。
- ④ 本委員会に委員長（一名）をおく。

第四条（論文掲載手続）

- ① 法研論集に掲載する論文は、法研論集編集委員会の定めた手続に基き、本規約第二条に該当する者よりこれを公募する。
- ② 前項の論文は、本委員会が必要とみとめたときは、本委員会の委嘱による専門の教員の意見をきき、本委員会が適当と認めたものを掲載する。

第五条（会計）

- ① 法研論集に関する予算の執行は、法研論集編集委員会の決議に基いてこれを行う。
- ② 法研論集に関する会計事務は、法学学術院事務所にこれを委託する。

昭和四十年十一月三十日 法研委員会承認
令和七年四月十六日 改定